

令和 5 年

上砂川町議会会議録

第1回 臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和5年第1回臨時会

(1月20日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
新年の挨拶	4
議案第 1 号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	6
議案第 2 号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）（原案可決）	11
閉会の宣告	13

出席議員

議席 番号	氏 名	1 臨
		1.20
1	石 田 浩 二	○
2	藏 根 高 史	○
3	笹 木 笑 子	○
4	小 澤 一 文	○
5	越 前 等	○
6	伊 藤 充 章	○
7	吉 川 洋	○
8	高 橋 成 和	○

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	1 臨
		1. 20
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	林 智 明	○
教 育 長	飯 山 重 信	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○
議 会 事 務 局 長 監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○
総 務 課 長	内 野 博 之	○
企 画 課 長	鷲 尾 仁 志	×
建 設 課 長	三 原 浩 明	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○
福 祉 課 長 地 域 支 援 推 進 室 長	山 崎 数 浩	○
福 祉 課 保 健 予 防 担 当 課 長	林 孔 美	○
税 務 出 納 課 長	戸 田 晋 一	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	1 臨
		1. 20
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○
係 長	齊 藤 弥 生	○

令和 5 年

上砂川町議会第 1 回臨時会会議録（第 1 日）

1 月 2 0 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会

午前 1 0 時 3 5 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

1 月 2 0 日 1 日間

第 3 議案第 1 号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について

第 4 議案第 2 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）

○会議録署名議員

7 番 吉 川 洋 1 番 石 田 浩 二

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8人です。
理事者側につきましては、鷺尾企画課長が入院加療中のため欠席しております。
定足数に達しておりますので、令和5年第1回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、吉川副議長、1番、石田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎新年の挨拶

○議長（高橋成和） ここで、令和5年を迎え初めての議会でございますので、町長からご挨拶をいただきたいと思います。奥山町長。

○町長（奥山光一） おはようございます。議長のご指示により、令和5年の新年初議会の開会に当たり、年頭のご挨拶を申し上げます。

新年を迎え3週間ほどたちましたけれども、改めて新年明けましておめでとうございます。議員各位におかれましては、令和5年の輝かしい初春をご壮健にお迎えのことと心よりお喜びを申し上げます。

昨年を振り返りますと、3年目となりますが、新型コロナウイルス感染症対策、さらには国際諸情勢などによる物価高騰と、先行きが見通せない不安な状況が続いた1年でありました。本町においては、これら難局を乗り越えるため、住民生活や地域経済対策を最優先に捉え、全職員が一丸となり、スピード感を持ってこれらに対応してきたところであります。

新型コロナウイルス感染症や物価高騰などは依然として収まる様相はなく、不透明な状況であります。このような状況下ではありますが、新年交礼会でも申し上げましたが、3年ぶりに仮装盆踊り花火大会の開催、さらにはマルシェの開催と、多くの行事をしっかりとした感染予防対策の下開催できましたことは、徐々にではありますが、元気を取り戻すことができたものと考えております。

一方、本町におきましては、依然として人口減少、少子高齢化が課題となっております。人口は日本全体が減少しており、全国1,747の基礎的自治体がそれぞれ人口減少対策を講じてはおりますけれども、人口が増加に転じている自治体はごく僅かであります。人口減少対策は継続しつつ、一方で人口が減少しても明るく元気な町を創生することも重要なことだと考えており、シンクタンクなどの有識者からのアドバイスや本町と同じような小規模自治体の実践例などを参酌し、小さい町だからこそできること、このことを新たな町づくりと捉え、挑戦して、持続可能な上砂川町の創造を目指さなければならないと考えております。そのためには職員のみならず議員各位との連携、町民の皆さんとの協働が必要であります。さらなるご協力をお願いいたします。

さて、財政状況についてであります。現在令和5年度の予算編成作業中ではありますが、昨年12月23日の閣議において一般会計総額が114兆4,000億円の令和5年度政府予算案が決定されたことはご承知のことと存じます。本町の財政運営の根幹をなす地方交付税につきましては、出口ベースで1.7%増の18兆4,000億となり、一定程度地方交付税は確保できるものと推測いたしますが、内容的にはデジタル田園都市国家構想事業費や脱炭素化推進事業費などが新たに計上されており、自主財源である町税が極めて少ない本町にとっては、決して楽観視できるものではありません。引き続き財政規律を守りつつ、事業効果や必要性を鑑みながら財政出動をしていかなければなりませんし、従前と同じことを繰り返しても急速な社会情勢に対応できず、取り残されることのないように努めていかなければならないとも考えております。一昨日議員各位にもご出席をいただき、国における脱炭素化社会を目指すカーボンニュートラル、さらにはDX、いわゆるデジタル化の推進もあり、本年度からは本格的に取り組んでいくと同時に、デジタル田園都市国家構想に基づく総合戦略の改編と、いつも申し上げておりますけれども、今地方自治体の業務は大きな転換期を迎えておりますので、これらにもしっかりと対応してまいります。

本町を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、議員や町民の皆さん、そして職員の力をお借りしまして、持続可能な明日の上砂川町のために情報収集に努めるとともに、本町の置かれている状況をいま一度再認識し、何をしなければならないのか、そしてその効果も含め、試練に臨み、厳しい中でも町民の皆さんがこの町で安心して暮らせる町づくりに全力を尽くす所存でありますので、重ね重ね申し訳ございませんけれども、引き続きご協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、昨年12月には記録的大雪に見舞われ、年末、新年寒波、そして今夜からの寒波や大雪の予報もありますが、皆様方にはくれぐれもご自愛いただきますとともに、

新しい年が皆様にとりまして明るく、希望に満ちあふれ、幸多からんことを心からお祈り申し上げます。新年初議会に当たっての挨拶といたします。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 私からも一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

改めまして明けましておめでとうございます。議員、理事者の皆様方におかれましては、令和5年の輝かしい新春をご家族共々ご健勝でお迎えになられたことを心からお喜び申し上げます。

昨年を振り返りますと、猛威を振るう新型コロナウイルスは、いまだ終息の気配を見せず、感染拡大を続けております。また、ロシアのウクライナ侵略による物価の高騰や歴史的な円安により様々な商品が値上げされるなど、住民生活に直接影響を与えておりますが、奥山町長をはじめ職員の皆様の対応により、感染防止対策や全世帯5万円の現金給付が講じられてきたところでございます。しかしながら、インフルエンザへの感染が増える時期でもあり、これまで以上に感染予防対策が必要となりますが、その対応は長期に及ぶものと懸念されておりますことから、一刻も早く安心して暮らせる社会が実現することを期待するものでございます。

さて、前回の町議会選挙から間もなく2年が経過しようとしております。この間議員一丸となって議会の役目を果たすべく全力を尽くしてまいりましたが、年頭に当たりその思いを改めて強くしたところでございます。また、議会と理事者が力を合わせ、町民の目線に立って明るく住みよい町づくりを目指していきたいと思う次第でございます。

結びになりますが、議員の皆様、そして理事者の皆様の今後ますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げます。年頭に当たりましてのご挨拶といたします。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

以上で挨拶が終わりましたので、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎議案第1号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第1号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第1号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、役場組織機構の見直しにより効率的な行政運営を図ることに伴い、関係する条例を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第1号につきまして内容の説明をいたします。

資料ナンバー1をご参照願いたいと思います。このたびの改正につきましては、現在の町の状況や国の動向を踏まえ、適正な体制を構築して住民サービスの向上を図り、さらに職員の適正な定数管理を含めた体制の強化を図るため本年4月から役場組織の機構を見直すことから、関係する条例を改正するものでございます。

主な機構の見直しにつきましては、高度情報通信ネットワークを活用した情報技術が革新し、役場の業務や私生活において大きな役割を担い、今後も発展し続けるデジタル化について国においてはマイナンバーカードの普及促進や行政手続のオンライン化など、デジタル社会の実現に向けた重点計画、デジタル田園都市国家構想基本方針を示し、今後も地域社会のデジタル化が一層推進されることが想定されることから、デジタル推進担当係を新設するとともに、気候変動の主な要因となっている二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するカーボンニュートラルなど、持続可能な社会の実現を目指す取組が強化されることから、脱炭素推進担当係の専門部署をそれぞれ新設するものでございます。

また、今後の町づくりの指針となる総合計画や地方版総合戦略の改定、町内誘致企業のさらなる支援拡大を図るため、現在の地域振興係を企画振興係及び産業振興係に分割するとともに、子供を産み育てやすい環境の提供や高齢者の認知症予防、健康寿命の延伸を推進するため、新たに健康推進課を新設するものでございます。

これら機構の見直しによりまして、現行の6課1局1室2委員会17係が6課1局2委員会20係になるものでございますが、今後においても状況に応じて適正な体制を構築してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

それでは本文に入らせていただきます。上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例。

（上砂川町課設置条例の一部改正）

第1条 上砂川町課設置条例（平成元年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「建設課」を「建設環境課」に改め、「税務出納課」及び「地域支援推進室」を削り、「福祉課」の次に「健康推進課」を加える。

第2条中「建設課」を「建設環境課」に改め、「税務出納課」及び「地域支援推進室」を削り、「福祉課」の次に「健康推進課」を加え、項をそれぞれ次のように改める。

総務課

- （1） 儀式、褒賞及び表彰に関すること。
- （2） 職員の人事及び給与等に関すること。
- （3） 条例、規則その他の令達に関すること。
- （4） 行政改革及び事務改善に関すること。
- （5） 陳情、請願及び訴訟に関すること。

- (6) 議会に関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) 交通安全に関すること。
- (9) 予算の編成及び配当に関すること。
- (10) 町債及び一時借入金に関すること。
- (11) 財産の取得、処分及び管理に関すること。
- (12) 庁舎及び地域の情報通信に関すること。
- (13) 特定個人情報に関すること。
- (14) デジタルトランスフォーメーションに関すること。
- (15) 他課の所管に属しないこと。

企画課

- (1) 主要施策の総合企画調整に関すること。
- (2) 過疎対策に関すること。
- (3) 広域行政に関すること。
- (4) 統計調査に関すること。
- (5) 地域活性化に関すること。
- (6) 国際交流に関すること。
- (7) 広報、広聴に関すること。
- (8) 自治住民運動及び住民意向の把握調整に関すること。
- (9) 商業、鉱工業及びその他産業の振興に関すること。
- (10) 労働福祉に関すること。
- (11) 企業誘致に関すること。
- (12) 国民休養施設に関すること。
- (13) 上砂川振興公社に関すること。
- (14) 地方創生に関すること。
- (15) 消費者行政に関すること。

建設環境課

- (1) 土木に関すること。
- (2) 道路及び河川に関すること。
- (3) 建築に関すること。
- (4) 住宅に関すること。
- (5) 都市計画に関すること。
- (6) 上水道に関すること。
- (7) 下水道に関すること。
- (8) グリーントランスフォーメーションに関すること。
- (9) 環境衛生に関すること。

- (10) 公害に関すること。

住民課

- (1) 戸籍、住民基本台帳に関すること。
- (2) 印鑑登録及び諸証明に関すること。
- (3) 国民年金に関すること。
- (4) 住民相談に関すること。
- (5) 町税（個人道民税を含む。）の賦課及び徴収に関すること。
- (6) 後期高齢者医療保険料の賦課及び徴収に関すること。
- (7) 税外収入（即日徴収する使用料及び手数料を除く。）に関すること。
- (8) 出納事務に関すること。

福祉課

- (1) 老人福祉に関すること。
- (2) 障害者福祉に関すること。
- (3) 福祉医療センターに関すること。
- (4) 国民健康保険に関すること。
- (5) 後期高齢者医療に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。
- (7) 地域包括支援センターに関すること。
- (8) 包括的支援事業に関すること。
- (9) その他の福祉に関すること。

健康推進課

- (1) 保健予防に関すること。
- (2) 町立歯科診療所に関すること。
- (3) 児童及び母子父子寡婦福祉に関すること。
- (4) 子育て世代包括支援センターに関すること。

（上砂川町職員定数条例の一部改正）

第2条 上砂川町職員定数条例（昭和37年上砂川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「監査委員並びに教育委員会の所管に属する学校及び」及び「、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員」を削り、「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第2条第1号中「116人」を「75人」に改め、同号ア及びイを削り、同条第5号及び第6号を削り、同条第7号中「5人」を「6人」に改め、同号を同条第5号とする。

第3条中「第1号から第3号まで、第6号及び第8号に掲げる」を削り、「町長、議会議長、教育委員会、水道事業管理者が、同条第7号に掲げる職員の定数の学校別の配分は、教育委員会」を「任命権者」に改める。

(上砂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 上砂川町水道事業の設置等に関する条例(昭和42年上砂川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条中「建設課」を「建設環境課」に改める。

(上砂川町議会事務局設置条例の一部改正)

第4条 上砂川町議会事務局設置条例(昭和33年上砂川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「事務局長、」の次に「係長、」を加える。

(上砂川町議会委員会条例の一部改正)

第5条 上砂川町議会委員会条例(昭和62年上砂川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び室」を削る。

(上砂川町炭鉱事故等災害遺児手当支給条例の廃止)

第6条 上砂川町炭鉱事故等災害遺児手当支給条例(昭和46年上砂川町条例第1号)は廃止する。

(一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第7条 一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成11年上砂川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中「住民課」を「建設環境課」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋成和) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋成和) 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋成和) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定については、

原案のとおり決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（高橋成和） 次に、日程第4、議案第2号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第2号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億210万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年1月20日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第2号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、10款地方交付税2,515万円の追加で、18億7,526万6,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

14款国庫支出金60万円の追加で、4億1,412万9,000円となります。

2 項国庫補助金60万円の追加で、2億5,678万5,000円となります。

15款道支出金15万円の追加で、1億1,635万1,000円となります。

2 項道補助金15万円の追加で、1,073万7,000円となります。

歳入合計が2,590万円の追加で、34億210万円となります。

2、歳出、2款総務費500万円の追加で、4億2,178万3,000円となります。

1 項総務管理費500万円の追加で、3億7,736万2,000円となります。

3 款民生費590万円の追加で、8億221万5,000円となります。

1 項社会福祉費500万円の追加で、7億3,937万3,000円となります。

2 項児童福祉費90万円の追加で、6,052万円となります。

8 款土木費1,500万円の追加で、4億7,981万2,000円となります。

2 項道路橋りょう費1,200万円の追加で、1億9,263万8,000円となります。

3 項住宅費300万円の追加で、1 億8,134万円となります。

歳出合計が2,590万円の追加で、34億210万円となります。

事項別明細書 5 ページ、歳出でございます。このたびの補正は、大雪に伴う除雪サービス及び除排雪経費の計上が主なものであります。本年度の初雪が11月 5 日で、本日午前 8 時現在の降雪量は535センチとなり、特に12月の降雪量は数十年ぶりに 4 メートルを超え432センチで、また積雪量も12月15日に135センチを記録するなど災害級の大雪となり、今後の降雪量を勘案し、除雪サービス並びに除排雪に万全を期するため追加するものであります。

3、歳出、2 款 1 項 5 目財産管理費500万円の追加は、公共施設の屋根の雪下ろしと雪庇落としての経費の計上であります。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費500万円の追加は、高齢者、身障、母子世帯の避難口確保のため門口や屋根の除雪をする在宅老人等除雪サービスにつきましては、12月の大雪により申込みが相次ぎ、冬期間の安全、安心を確保するため門口200回分、屋根100回分を追加するものであります。

2 項 1 目児童福祉総務費90万円の追加で、3,294万9,000円となります。資料ナンバー 2 をご参照願います。出産・子育て応援交付金事業の概要であります。目的であります。国は全ての妊婦、子育て家庭が健やかな妊娠と出産を迎え、安心して子育てができる環境を整備することを目的に、妊娠期から子育て期まで身近で相談、支援を行う伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設したもので、対象者及び給付額につきましては、所得制限はなく、令和 4 年 4 月以降に妊娠、出産した方に対し、妊娠届出時、出生届出時の 2 回に分けて計10万円の現金給付を行います。表の 2 と 3 に該当する方につきましては10万円を一括支給するものであります。予算書にお戻り願います。18節負担金、補助及び交付金、対象者を 9 人と見込み、90万円追加するものであります。

8 款 2 項 1 目道路維持費1,200万円の追加で、1 億9,263万8,000円となります。除排雪経費につきましては、当初予算において効率的な除排雪体制を図るため必要経費を計上しておりましたが、このたびの大雪により早朝除雪基準である10センチ以上の降雪が続いたため、例年 1 シーズン25回程度の早朝除雪が現在20回を超え、平年を大きく上回り、今後の降雪により経費に不足を来すことから追加するもので、内訳でございますが、1 節報酬で除雪車運転手報酬として200万円、10 節需用費で除排雪用重機の燃料費として300万円、12 節委託料で町内委託業者除排雪業務委託料として500万円、13 節使用料及び賃借料で排雪用ダンプ及び危険空き家等の雪庇落としのための高所作業車借り上げ料として200万円追加するものであります。

3 項 1 目住宅管理費300万円の追加は、町営住宅の空戸除雪のほか、2 階建て住宅の雪庇落とし件数の増加も予想されることから追加するものであります。

次に、4 ページ、歳入であります。2、歳入、10 款 1 項 1 目地方交付税2,515万円の追加は、普通交付税の追加であります。

14 款 2 項 2 目民生費補助金60万円の追加は、国庫補助 3 分の 2 の追加で、15 款 2 項 2 目民

生費補助金15万円の追加は道補助 6 分の 1 の追加であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第 2 号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和 5 年第 1 回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前 10 時 35 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 石 田 浩 二